

「働き方改革推進支援センター」のご案内

派遣元事業主の皆さまへ

派遣労働者の同一労働同一賃金の対応は進んでいますか？

検討にあたり困ったりしていませんか？

改正労働者派遣法の施行日は、派遣元・派遣先の企業の規模に関わりなく2020年4月1日です。

厚生労働省では、「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が、あなたの会社までお伺いし、課題に合わせた働き方改革を提案します。

◆実際にこのような声が寄せられています。

同一労働同一賃金の実施の対応に向けて困っていたところ「働き方改革推進支援センター」のホームページで専門家の訪問相談を知りました。支援センターからいらした方はとても丁寧に、派遣スタッフの賃金決定方式である派遣先均等・均衡方式と労使協定方式それぞれの概要や、労使協定方式を採用した場合の賞与・退職金・交通費等に関する基本的な考え方など、法改正に向けて着手すべき事や具体的な実施方法について、詳細な説明をいただきました。不明点がクリアになり、改革施策がまとまった時点でもう一度ご来社いただき、確認や助言をしてもらいました。最後まで一緒に動いていただき、心強い指導のもと、現場にやさしい施策を作ることができたと思います。

【東京都千代田区 看護師紹介・派遣／看護サービス 従業員数：132名】

(相談は全て無料です。長時間労働の是正やパートタイム労働者・有期雇用労働者の同一労働同一賃金など働き方改革全般のご相談にも応じます。)

【お申し込みはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

東京都内 東京働き方改革推進支援センター
tel：0120-232-865

他地域

働き方改革特設サイト

で検索してください。